

## 第12回那須塩原ハーフマラソン 一般協賛企業募集要項

那須塩原ハーフマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、第12回那須塩原ハーフマラソンの趣旨を理解し、協賛していただける団体、企業等（以下「協賛企業」という。）を募集しています。

### 1 協賛企業とは

協賛の申し込みを行い、那須塩原ハーフマラソンの運営に資することを目的として、特別協賛ならびに金銭（1口10,000円以上）・物品協賛をしていただける企業・団体です。

### 2 協賛特典

社名・商標または広告の掲載等については、次の基準に基づき、実行委員会の判断により表示の位置、順序等を調整させていただきます。

#### ①ナンバーカード協賛

「ハーフ」の部と「その他の種目」の2部門で協賛企業を募集します。

「ハーフ」は15万円以上、「その他の種目」は5万円以上の協賛金とし、募集期間内に提示された金額が最も高い企業を、その部門のナンバーカード協賛企業に決定とします。

原則として両部門への同時協賛申し込みを可とします。ただし、協賛企業を決定する順番は、①「ハーフ」、②「その他の種目」の順とし、「その他の種目」において複数の企業から申し込みがあった場合、既に「ハーフ」の協賛企業に決定した企業は、「その他の種目」の協賛を獲得する権利を失うものとします。

※募集期間終了の時点において、最高提示額が複数の企業で同額となった場合は、後日、該当企業による競争入札を行い決定します。

※最終頁「ナンバーカード協賛に関する注意事項」を事前に御確認ください。

#### ◆特典の内容

- ・「ハーフ」ならびに「その他の種目」のナンバーカードに社名、商標ロゴ等を掲載します（カラー刷り）。
- ・大会会場に社名、商標ロゴ等を記載した看板を設置します（協賛企業一覧）。
- ・大会プログラムに社名と広告ページ（A4白黒刷り 1ページ）を掲載します。
- ・大会公式ホームページにバナー広告の掲載ならびに協賛企業一覧のページへ社名または商標を掲載し、企業のホームページにリンクを貼ることができます。
- ・大会ポスターに社名を掲載します。

- ・会場内にのぼり旗、横断幕を設置することができます。

※のぼり旗、横断幕は各自御用意ください。設置場所、数量等については別途調整させていただきます。

## ②一般協賛

### ◆特典の内容

《10,000円以上の金銭または物品による協賛の場合》

- ・大会会場に社名を記載した看板を設置します（協賛企業一覧）。
- ・大会公式ホームページの協賛企業一覧のページへ社名を掲載し、協賛企業のホームページにリンクを貼ることができます。
- ・大会プログラムに社名を掲載します。
- ・大会ポスターに社名を掲載します。

《20,000円以上の金銭または相当の物品による協賛の場合》

- ・上記特典の他、大会プログラムの広告掲載ページに広告（縦127mm×横178mm 黒一色刷り）を掲載することができます。

《30,000円以上の金銭または相当の物品による協賛の場合》

- ・上記特典の他、会場内にのぼり旗、横断幕を設置することができます。
- ※のぼり旗、横断幕は各自御用意ください。設置場所、数量等については別途調整させていただきます。

## ③その他による協賛

上記以外の方法による協賛と特典については、実行委員会にて協議の上決定します。

## 3 協賛申し込み方法

別紙「那須塩原ハーフマラソン協賛申込書」を、メール・郵送・FAX・直接持参のいずれかの方法で提出してください。

## 4 協賛金支払い方法

実行委員会事務局に直接持参もしくは、実行委員会口座への振り込みとします。指定の銀行口座へ振り込んでください。

那須塩原市内の協賛企業については集金に伺うことも可能ですので、御希望の場合はお問い合わせください。また、物品による協賛の場合、提供時期と方法については別途調整させていただきます。

申し込み後、実行委員会事務局より振込先の御案内と請求書を送付いたします。

※振込手数料は申込者で御負担願います。

## 5 協賛申し込み受付期限

原則として、平成29年5月31日（水）正午までとし、協賛金と広告データの納入期限等については別途通知します。

期限日を過ぎてからの協賛申し込みにつきましては、実行委員会事務局まで御相談ください（ナンバーカード協賛を除く）。

## 6 注意事項

- (1) 本大会がやむを得ない事情で中止になった場合でも、既に受領済みの協賛金等はお返しできませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 物品による協賛の場合、内容によってはお受けすることができない場合があります。
- (3) 協賛企業が得られる特典の効力は、申し込みが受理された日から発生し、平成30年3月31日をもって消滅するものとします。
- (4) 掲載する広告、商標ロゴ等については、協賛者が完全製版のうえ、実行委員会に提出してください。
- (5) 本大会にふさわしくない企業・団体からの協賛は受理できません。協賛の可否は那須塩原ハーフマラソン実行委員会にて審査の上、決定します。

### ※協賛を受理できない企業・団体等の例

- ・政治性および宗教性のあるもの
  - ・風俗営業法等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するまたはこれに類するもの
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する企業（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号の規定に該当するもの
  - ・大会運営に支障をきたすおそれのあるもの
  - ・納付すべき税を滞納しているもの
  - ・実行委員会がふさわしくないと判断したもの
- (6) 協賛に関して疑義が生じた場合は、互いに協議の上、誠意をもって解決にあたります。

### 《お申し込み・お問い合わせ先》

那須塩原ハーフマラソン実行委員会事務局

〒329-2725 栃木県那須塩原市あたご町2番3号

那須塩原市教育委員会スポーツ振興課内

TEL：0287-37-5439

FAX：0287-37-5479

E-Mail：sports@city.nasushiobara.lg.jp

## ナンバーカード協賛に関する注意事項

ナンバーカード協賛に申し込みの際は、以下の項目について事前に御了承ください。

- ◆ 「ハーフ」は15万円以上、「その他の種目」は5万円以上の協賛金の提示をお願いします。
- ◆ 募集期間内に提示された協賛金額が最も高い企業を、その部門のナンバーカード協賛企業に決定します。
- ◆ 「ハーフ」と「その他の種目」両方への協賛申し込みが可能ですが、協賛企業を決定する順番は①「ハーフ」、②「その他の種目」の順とし、「その他の種目」で複数の企業から申し込みがあった場合、「ハーフ」の協賛企業に決定した企業は、「その他の種目」への協賛を獲得する権利を失うものとします。
- ◆ 募集期間終了の時点において、最高提示額が複数の企業で同額となった場合は、後日、該当企業による競争入札を行い決定します。
- ◆ 第12回那須塩原ハーフマラソンにおける「その他の種目」は、1kmランウォークの部、5kmの部の2種目となります。前回までと種目が異なりますので御注意ください。また、種目ごとの定員は設けていないため、申し込み状況によって人数にばらつきが出る可能性があることをあらかじめ御了承ください。

《過去の参加実績》

第11回大会のハーフ申込数…1,374人	その他の種目（5km,1km 合計）申込数合計…319人
第10回大会のハーフ申込数…1,496人	その他の種目（5km,1km 合計）申込数合計…376人
第9回大会のハーフ申込数…1,563人	その他の種目（5km,1km 合計）申込数合計…378人

- ◆ 申し込み期限は厳守してください。
- ◆ ナンバーカード協賛の具体例については下記を御参照ください。

例1：「ハーフ」に対し・・・

A社が20万円の提示

B社が18万円の提示 ⇒ 「ハーフ」はA社に決定

「その他の種目」に対し・・・

A社が10万円の提示

B社が8万円の提示

C社が5万円の提示 ⇒ A社は「ハーフ」の協賛が決定しているので、B社に決定

例2：「ハーフ」、「その他の種目」の両方に対し・・・

A社、B社とも15万円の提示 ⇒ 「ハーフ」について、後日競争入札で決定し、A社が「ハーフ」の協賛となった場合は、B社が「その他の種目」の協賛企業に決定

その他、御不明な点がありましたら実行委員会事務局まで御相談ください。